

豊田市屋外広告物是正要領

(目的)

第1条 この要領は、豊田市屋外広告物条例（以下「条例」という。）の規定に基づきこれに違反する屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件の是正事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、屋外広告物法（以下「法」という。）、条例及び豊田市屋外広告物規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 屋外広告物等 屋外広告物（法第7条第4項に規定するはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等を除く。）及び屋外広告物を掲出する物件をいう。
- (2) 違反広告物等 条例の規定に違反する屋外広告物等をいう。
- (3) 是正指導等 違反広告物等の是正に関する行政指導及び不利益処分をいう。
- (4) 違反シール 様式1号に定める、条例に違反している旨の標章をいう。

(調査)

第3条 条例の規定に違反している疑いのある屋外広告物等については調査を行い、条例の規定に違反している事実、是正の緊急性及び当該屋外広告物等を表示し、設置し、又は管理する者を確認するものとする。

(是正指導等の相手方)

第4条 この要領に基づく是正指導等の相手方は、原則として違反広告物等を表示し、設置し、又は管理する者とする。

(関係機関との協議)

第5条 違反広告物等が他法令に抵触する恐れがあるときは、関係機関又は関係所属に連絡し、当該機関又は所属と協議するものとする。

(緊急に是正を要する違反広告物等に対する是正指導等)

第6条 倒壊等により公衆に対し差し迫った危害が予想される等、その性質上是正の緊急性が認められる違反広告物等に対する是正指導等については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 条例第16条第3号に基づく禁止広告物として、速やかに必要な措置を行うよう口頭指導する。
- (2) 前号の指導を行っても必要な措置がされないときは、原則として条例第23条第1項に基づく措置命令を行う。

(違反広告物等に対する是正指導等)

第7条 違反広告物等に対する是正指導等については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 違反広告物等については、次のとおり指導する。

ア 違反の是正を行うよう該当物件の管理者等に口頭指導又は文書を送付する。

イ アの指導後、2週間経過しても違反の是正が行われなときは、条例違反シールの貼付及び広告主への勧告等の実施の予告を含めた警告文を送付する。

ウ ウの送付後1か月までに違反の是正が行われなときは、条例違反シールを貼付し、及び広告主へ条例第23条の3第1項に基づく違反の是正の勧告等を行うことができる。

エ 条例違反シールの貼付後、2週間を経過しても許可申請がないときは、条例第23条第1項に基づく措置命令を行うことができる。

(2) 前号の違反の是正については、原則最初に是正指導を行った日から2年以内を実施期限とした是正計画書の提出に代えることができるものとする。その際、広告物の管理者等が提出する是正計画書は様式第2号を使用する。計画書の提出を必要とする者が法人である場合、その法人の一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代表者ないし同等の権限を有する者を是正計画書の提出者とする。

(許可の取消し)

第8条 条例第24条による許可の取消しは、豊田市行政手続条例に基づき、聴聞を行った上で決定し、許可取消しを通知する。許可取消しの通知には除却を完了する期限を記載するものとし、その期限は通知の日から2週間を経過した日とする。

(違反の措置命令)

第9条 条例第23条による違反の措置命令は、豊田市行政手続条例に基づき、弁明の機会を付与した上で決定し、措置の命令を行う。命令を通知する文書には措置を完了する期限を記載するものとし、その期限は通知の日から2週間を経過した日とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

敬告

この広告物は、豊田市屋外広告物条例
に違反しています。

ただちに是正してください。

年 月 日

豊田市長 様

住所
(所在地)
氏名
(名称及び代表者氏名)
電話番号

是 正 計 画 書

年 月 日付け 号で通知のあった違反広告物等について、許可基準に適合するよう是正しますので、下記のとおり是正計画書を提出します。

記

1 違反広告物等の内容

表示(設置)場所	豊田市
規制地域	地域
表示内容等	

2 是正の内容

是正方法	除却 改修
是正時期	年 月 日までに完了 ※

※ 是正の完了は、当初の指導があった日から2年以内に行うこと